

徳交規第5388号  
令和3年12月24日

各 部 課 長  
各 警 察 署 長  
（回議先 交通課長）  
殿

保存期間	30年 (令和34年3月31日まで)
------	-----------------------

徳島県警察本部長

自動車保管場所証明事務取扱要領の制定について（通達甲）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）等の規定による自動車保管場所証明書及び保管場所標章の交付等に係る事務については、自動車保管場所証明等事務取扱要領の制定について（平成30年3月26日徳交規第160号。以下「旧通達」という。）等に基づき実施しているところであるが、令和4年1月1日から申請及び届出の一部が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により可能となることに伴い、別添のとおり自動車保管場所証明事務取扱要領を定め、前同日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、前同日をもって廃止する。

## 別添

### 自動車保管場所証明事務取扱要領

#### 第1 総則

##### 1 目的

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき実施する自動車保管場所証明書（法第4条第1項の規定による自動車の保管場所を確保していることを証する書面をいう。以下「保管場所証明書」という。）及び保管場所標章（法第6条第1項に規定する保管場所標章をいう。以下「標章」という。）の交付等に係る事務（以下「自動車保管場所証明事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、その適正を期することを目的とする。

##### 2 手数料関係規程の準拠

この要領に定めるもののほか、自動車保管場所証明事務に係る徳島県警察関係手数料条例（平成12年徳島県条例第64号。以下「手数料条例」という。）の規定による手数料の徴収事務は、徳島県収入証紙条例（昭和39年徳島県条例第21号）、徳島県収入証紙条例施行規則（昭和39年徳島県規則第24号）その他の規程に定めるところによるものとする。

##### 3 定義

この要領において用いる用語の意義は、法、令及び規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

###### (1) 保管場所証明申請

法第4条第1項の規定による保管場所証明書の交付に係る申請をいう。

###### (2) 保管場所の届出

法第5条、第7条第1項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第3項又は附則第7項の規定による届出をいう。

###### (3) 標章再交付申請

法第6条第3項の規定による標章の再交付の申請をいう。

###### (4) 電子申請

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

###### (5) 標章交付申請

標章の交付に係る規則第4条第1項の規定による申請をいう。

#### 第2 管理体制

##### 1 取扱責任者等の設置

自動車保管場所証明事務の適正を期するため、署に取扱責任者、取扱副責任者及び事務担当者を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。この場合において、分庁舎がある署については、当該分庁舎においても事務担当者を置くものとする。

- (1) 取扱責任者 交通課長（課長代理を含む。）
- (2) 取扱副責任者 交通課の警部補又は巡査部長の階級にある警察官のうちから署長が指名する者
- (3) 事務担当者 交通課員のうちから署長が指名する者

2 取扱責任者の任務

取扱責任者は、署長の命を受け、自動車保管場所証明事務について全般的な指導監督に当たるものとする。

3 取扱副責任者の任務

取扱副責任者は、署長の命を受け、自動車保管場所証明事務について取扱責任者の任務を補佐するものとする。

4 事務担当者の任務

事務担当者は、取扱責任者の指示を受け、自動車保管場所証明事務の処理に当たるものとする。

第3 申請及び届出状況の管理等

1 保管場所使用権原書

規則第1条第2項第1号（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）に規定する自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面（以下「保管場所使用権原書」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、右欄に掲げる書面により求めるものとする。

(1) 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合	保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号）
(2) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合	次に掲げるいずれかの書面 ア 駐車場賃貸借契約書の写し（写しがない場合は、通常有している駐車場料金の納付書等） イ 保管場所使用承諾証明書（別記様式第2号） ウ 公法人の発行する証明書等（公営住宅等の場合は、公法人から当該自動車の保有者が、保管場所の使用権原の承諾を得た証明書等）
(3) 共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合	保管場所使用承諾証明書

注 (2)及び(3)の保管場所使用承諾証明書の提出に当たっては、当該申請又は届出に係る保管場所の使用期間が、申請日から1か月以上有効なものであること。

## 2 所在図及び配置図

規則第1条第2項第2号（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面は保管場所の所在図（別記様式第3号）により、規則第1条第2項第3号（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面は保管場所の配置図（別記様式第4号）により求めるものとする。

## 3 申請及び届出状況の管理

### (1) システムによる管理

自動車保管場所証明事務については、交通部長が別に定める自動車保管場所証明の業務の適正かつ円滑な運用を行うために構築したシステム（以下単に「システム」という。）により管理及び運用するものとする。

### (2) 受理番号の管理

受理番号（保管場所証明申請、保管場所の届出又は標章再交付申請を管理するための番号をいう。以下同じ。）は、12桁とし、次の区分に応じて、それぞれに定める方法で番号を取得するものとする。なお、分庁舎の受理番号については、交通部長が別に定める。

ア 1桁目 1を付すること。

イ 2桁目から4桁目まで 警察情報管理システムにおける文字の取扱い及びデータの標準化基準の制定について（令和3年3月30日警察庁丁情管発第330号）5の2のアに規定する警察署コードを付すこと。

ウ 5桁目から6桁目まで 西暦の下2桁を付すこと。

エ 7桁目 次に掲げる申請の種別に応じて、それぞれに定める番号を付すこと。

(ア) 電子申請による保管場所証明申請 1

(イ) 電子申請による保管場所の届出 2

(ウ) 電子申請による標章再交付申請 3

(エ) 書面による保管場所証明申請 6

(オ) 書面による保管場所の届出 7

(カ) 書面による標章再交付申請 8

オ 8桁目から12桁目まで 暦年ごとに署の一連番号を付すこと。

## 第4 書面による自動車保管場所証明に関する事務処理

### 1 保管場所証明申請書の受理

#### (1) 受付窓口

保管場所証明申請は、分庁舎がある署については、当該分庁舎において受理することを妨げない。

#### (2) 添付書面の省略

規則第1条第3項に定めるもののほか、複数の自動車を同一の保管場所の位置に保管することを内容とする申請が同時になされた場合には、添付書面は1通とすることができるものとする。ただし、配置図には、それぞれの自動車の保管場所の位置を明示させること。

#### (3) 受理及び手数料の処理

ア 保管場所証明申請をしようとする者（以下「申請者」という。）から保管場所

証明申請書及び添付書面の提出を受けた場合は、記載事項を確認するものとする。

この場合において、補正が必要なものについては、適宜、補正を求めること。

イ アの確認を行い、手数料条例に規定する自動車保管場所証明の審査に係る手数料分の収入証紙を保管場所証明申請書の副本の余白に貼付を求めるものとする。

ウ イの場合において、手数料条例第5条の規定により手数料の納付が免除される者については、保管場所証明申請書の副本の左下欄外の余白に「徳島県警察関係手数料条例第5条により手数料免除」と朱書きし、右下欄外の余白に免除番号を記載すること。この場合における免除番号は、年度ごとの一連番号とし、「免-1」から順に記載すること。

エ 保管場所証明申請書の受理後、直ちに受付印（徳島県警察文書管理規程（平成11年徳島県警察本部訓令第20号）第12条第1項第1号に規定する受付印をいう。以下同じ。）及び当該申請書を受理した者の印を押すものとする。

オ 保管場所証明申請書を受理したときは、申請者に保管場所証明書の交付予定日を教示するものとする。

なお、交付予定日からおおむね1か月を経過した保管場所証明書は、法第4条第1項の規定により運輸支局に提出した場合であっても、当該運輸支局において無効なものとして取り扱われるおそれがある旨を併せて教示すること。

## 2 審査等

### (1) 現地調査

ア 署長は、保管場所証明申請書を受理したときは、速やかに当該申請のあった自動車の保管場所が令第1条各号に規定する保管場所の要件を備えているかどうかの現地における調査（以下「現地調査」という。）を、当該署の交通課員（交通課員に行わせることができないやむを得ない理由があるときは、交通課員以外の署員の中から署長が指名した警察官。以下「調査担当者」という。）に行わせるものとする。

イ 調査担当者は、現地調査を行ったときは、自動車保管場所現地調査報告書（別記様式第5号。以下「報告書」という。）を作成し、取扱責任者を經由して署長に報告するものとする。

### (2) 委託による現地調査

ア (1)の規定にかかわらず、本部長が指定した署については、現地調査を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するとして現地調査の委託を受けた者（以下「調査受託者」という。）に行わせるものとする。この場合において、当該委託の契約に基づき調査受託者から報告があった現地調査の結果は、同イにより提出された報告書とみなすものとする。

イ アの場合において、現地調査を委託している場合であっても、署長が特に必要と認めるときは、アの規定にかかわらず、当該署長が現地調査を行うことができる。この場合においては、(1)の規定を準用する。

ウ 現地調査を調査受託者に行かせた署長は、毎月、現地調査の実施状況及び件数を点検し、その結果を交通規制課長に報告するものとする。

### (3) 現地調査上の留意事項

現地調査に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 現地調査を行う者は、身分及び目的を告げ、必要により警察手帳その他警察の職員であることを証する身分証明書を提示すること。

イ 現地調査は申請者、自動車保管場所の使用承諾者、申請者に協力した者等の了解を得た上で、可能な限り立会いを得て行うこと。

(4) 審査

取扱責任者は、提出を受けた保管場所証明申請書及び添付書面並びに報告を受けた報告書に基づき必要な審査を行い、署長の決裁を受けるものとする。

3 保管場所証明書の交付

保管場所証明書の交付は、保管場所証明申請を受けた署（当該署の分庁舎で当該申請を受けた場合については、当該分庁舎）において、交通部長が別に定めるところにより行うものとする。この場合において、保管場所証明申請書の副本の欄外に当該証明書の交付を受けようとする者の署名又は押印及び交付日の記載を求めること。

4 保管場所証明書の再交付手続

(1) 再交付の要件

法第4条第1項の規定により交付した保管場所証明書は、その交付を受けた者がこれを亡失し、滅失し、汚損し、又は損傷した場合であって、当該交付した保管場所証明書と同一内容のものを交付する場合に限り、再交付することができる。ただし、保管場所証明書を証明日から起算して1か月以内のものに限るものとする。

(2) 再交付申請書の様式

保管場所証明書の再交付の申請（以下「再交付申請」という。）に係る様式は、保管場所証明申請書の上部欄外に「再」と朱書きしたもの（以下「再交付申請書」という。）を使用するものとする。

(3) 再交付申請の受付窓口

再交付申請書の受付窓口は、再交付申請に係る保管場所証明書を交付した署（当該署の分庁舎において交付したものにあっては、当該分庁舎）とする。

(4) 再交付申請書の受理

ア 再交付申請を受けるときは、再交付申請書2通（1通は正本とし、他の1通は副本とする。）及び再交付理由書（再交付申請をする理由を記載した任意書式の書面をいう。以下同じ。）1通の提出を求めるものとする。

イ 再交付申請書の提出を受けるときは、その記載事項のほか、(1)の再交付の要件への適合状況を再交付理由書その他の書類により確認した上で、これを受け付けるものとする。

ウ 再交付申請書を受理したときは、当該再交付申請書に受付印及び当該再交付申請書を受理した者の印を押すものとする。

(5) 再交付の実施

ア 保管場所証明書の再交付は、原則として再交付申請書を受理した日に行うものとする。

イ 再交付する保管場所証明書の証明番号は、最初に交付した保管場所証明書に付した証明番号に続けて「-（ハイフン）1」と記載するものとする。

なお、再度、再交付の申請があったときは、同様に「ー（ハイフン）2」とすること。

ウ 保管場所証明書の再交付については、3の規定を準用する。

#### 5 保管場所証明申請の取下げがあった場合の取扱い

保管場所証明申請書を受理し、保管場所証明書を交付するまでの間において、申請者から申請の取下げの申出があった場合は、直ちに次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 保管場所証明申請書の副本に「○月○日取下げ」と朱書きの上、添付書面のみを申請者に返還するものとする。ただし、申請者が添付書面の返還を求めない場合は、当該申請書の正本及び副本並びに報告書と共に保管するものとする。
- (2) 添付書面を返還する場合は、その返還する保管場所証明申請書の副本の欄外にその返還を受けようとする者の署名又は押印及び返還日の記載を求めるものとする。

### 第5 電子申請による自動車保管場所証明に関する事務処理

#### 1 保管場所証明申請書の受理

##### (1) 受理前の留意事項

電子申請による保管場所証明申請については、当該保管場所証明申請に係る保管場所の位置が管轄外である場合は、当該保管場所証明申請に係る保管場所の位置を管轄する署へ転送するものとする。

##### (2) 受理及び手数料の処理

ア 事務担当者は、申請者から電子申請により保管場所証明申請が到達した場合は、申請書及び添付書面を印刷し、交通部長が定める受理要領に基づき形式上の要件への適合状況を確認するものとする。この場合において、補正が必要なものについては、システムを通じて、補正を求めるものとする。

イ 手数料については、交通規制課において収納の状況を確認するものとする。

#### 2 審査等

電子申請により到達した保管場所証明申請に係る審査等については、第4の2の規定を準用する。

#### 3 保管場所証明の通知

署長は、2の審査の結果、当該申請に係る自動車の保管場所が確保されていると認められる場合（第7の1の(1)に掲げる場合を除く。）は、電子署名カード（徳島県警察電子署名取扱要領の制定について（令和3年8月16日徳企第5075号）第1の2の(2)に規定する電子署名カード。以下同じ。）により電子署名を付し、システムにより法第4条第1項ただし書に規定する通知（以下「保管場所証明通知」という。）を行うものとする。

#### 4 保管場所証明申請の取下げがあった場合の取扱い

保管場所証明申請を受理し、保管場所証明通知を行うまでの間において、申請者から申請の取下げの通知がなされた場合は、印刷した保管場所証明申請書に「○月○日取下げ」と朱書きの上、取下げとして処理し、関係書類とともに保管するものとする。

### 第6 保管場所の届出に関する事務処理

#### 1 保管場所届出書の受理

(1) 受付窓口

保管場所の届出の受理については、第4の1の(1)の規定を準用する。

(2) 添付書面の省略

複数の自動車を同一の保管場所の位置に、保管することを内容とする申請が同時になされた場合には、添付書面は1通とすることができる。ただし、配置図には、それぞれの自動車の保管場所の位置を明示させること。

(3) 受理手続

ア 保管場所の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）から保管場所届出書及び添付書面の提出を受けた場合は、交通部長が定める受理要領に基づき形式上の要件への適合状況を確認するものとする。この場合において、補正が必要なものについては、適宜、補正を求めること。

イ 保管場所届出書の受理は、アによる確認を受けたものについて行うものとし、受理後、直ちに受付印及び当該届出書を受理した者の印を押すものとする。

ウ 現地調査

保管場所の届出については、原則として、現地調査は行わず、書面審査のみとする。しかし、虚偽のおそれがある場合は、第4の2の(1)から(3)までの規定により現地調査を行うものとする。

エ 確認

取扱責任者は、提出を受けた保管場所届出書及び添付書面並びに提出を受けた報告書（ウにより現地調査をした場合に限る。）に基づき必要な確認を行い、署長の決裁を受けるものとする。

2 郵送等による保管場所の届出

(1) 郵送等による保管場所届出書等の提出

保管場所届出書及び添付書面（以下「届出書等」という。）は、直接提出するほか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により受理することができる。

(2) 郵便等による保管場所届出書の受理手続

届出者が郵便等による届出書等の提出を希望する場合は、当該届出書等を直接提出する場合に準じて取り扱うものとし、次に掲げる手続により処理するものとする。

ア 提出書類等

(ア) 届出者に届出書等のほか、届出者の住所及び氏名を記載した返信用葉書の提出を求めること。

(イ) 提出された届出書等に不備がある場合は、電話（(ア)の返信用葉書を含む。）によりその理由を明らかにし、訂正のため来署を求める旨を通知すること。ただし、その不備が返信用葉書が添付されていないことである場合は、来署を求める必要はなく、その旨を電話で通知し、返信用葉書の送付を求めること。

イ 通知書の返送

届出書等に係る1の(3)のエによる確認及び決裁が終了したときは、通知書（返



信用葉書)に、「通知書を持参の上、標章の交付手続のために来署を求める」旨を記載して、届出者に返送すること。この場合における通知書の記載様式は、自動車の保管場所の届出についてのお知らせ(別記様式第6号)のとおりとする。

#### ウ 届出者の来署時の措置

届出者が来署した場合は、通知書を提示させること。この場合において、通知書を亡失、汚損その他の理由により提示ができないときは、運転免許証その他の身分証明書により届出者の本人確認をすること。

#### エ 留意事項

(ア) 届出者が届出書等と共に標章交付申請書(規則第4条に規定する保管場所標章交付申請書をいう。以下同じ。)を誤って提出してきた場合は、届出書等は有効なものとして受理し、標章交付申請書は届出者の来署時に返還し、再提出させること。

なお、誤って提出された標章交付申請書については、事務担当者が、当該標章交付申請書を届出者に返還するまでの間、確実に管理すること。

(イ) 届出者が署の管轄を誤って提出してきた場合は、逡送その他適宜の方法により転送するとともに、当該届出者にその旨を通知すること。

### 第7 保管場所証明申請の拒否手続

#### 1 申請の拒否

保管場所証明申請において、次のいずれかに該当するときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第7条及び第8条第1項の規定により自動車の保管場所が確保されていることの証明を拒否する処分(以下「拒否処分」という。)をするものとする。

- (1) 当該申請に係る自動車の保管場所が確保されていると認められないとき。
- (2) 書面による保管場所証明申請において、保管場所証明申請書の「車台番号」欄の記載が無く、かつ、保管場所証明書を交付するまでに車台番号の連絡がないとき。
- (3) 電子申請による保管場所証明申請において、補正すべき事項を通知した場合に、当該通知をした日の翌日から起算して5日(休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。))を除く。)以内に補正がなされないとき。
- (4) 電子申請による保管場所申請において、申請者に対し車台番号を要求した場合に、当該要求をした翌日から起算して30日以内に回答がなされないとき。

#### 2 処分理由の提示等

- (1) 拒否処分をするときは、当該申請者から提出を受けた保管場所証明申請書の正本の右上欄外の余白に「不可」と記載し、当該処分の理由を記載した拒否処分理由書(別記様式第7号)と共に当該申請者に交付するものとする。ただし、拒否処分理由書については、法に定められた保管場所の要件又は公にされている審査基準により、当該申請がこれらに適合しないことが保管場所証明申請書の記載又は添付書面から明らかであるときは、口頭で処分の理由を示し、申請者の求めがあったときに、拒否処分理由書を示すものとする。
- (2) (1)のただし書により口頭で処分の理由を示すときは、審査請求(当該処分に不服のあるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、この処

分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、徳島県公安委員会に対して、審査請求をすることができることをいう。以下同じ。)について教示するものとする。

### 3 副本等の管理

申請者に交付する拒否処分理由書は、その写しを作成し、保管場所証明申請書の副本及び添付書面と共に、当該署において保管するものとする。

### 4 電子申請による保管場所証明申請に対する拒否処分通知

電子申請による保管場所証明申請において、拒否処分をする場合は、電子署名カードにより電子署名を付し、システムにより拒否処分及び拒否の理由並びに審査請求について通知するものとする。この場合において、申請時にシステムから印刷した申請書については、「不可」と記載の上、添付書面等と共に当該署において保管するものとする。

### 5 改善指導

拒否処分をした場合において、その原因となった事項が改善できるものであるときは、これを改善の上、改めて申請するように指導するものとする。

## 第8 書面による標章の交付に関する事務処理

### 1 標章交付申請書の受理

#### (1) 受付窓口

標章交付申請は、第4の1の(1)により分庁舎で保管場所証明申請を受理した場合は、当該分庁舎において受理するものとする。

#### (2) 受理及び手数料の処理

ア 標章交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）から標章交付申請書の提出を受けるときは、交通部長が定める受理要領に基づき形式上の要件への適合状況を確認するものとする。この場合において、補正が必要なものについては、適宜、補正を求めること。

イ 標章交付申請の手数料の徴収に係る収入証紙の貼付及び免除については、第4の1の(3)のイ及びウに準じて行うものとする。

ウ 標章交付申請書の受理は、アによる必要事項の確認を受けたものであって、イにより収入証紙が貼付され、又は手数料の納付が免除された標章交付申請書について行うものとし、受理后、直ちに受付印及び当該申請書を受理した者の印を押し、必要な審査をするものとする。

### 2 標章の作成

標章に印字する保管場所標章番号（以下「標章番号」という。）は、9桁とし、次の区分に応じて、それぞれに定める方法で番号を取得するものとする。

(1) 1桁目から2桁目 西暦年の末尾2桁を付すこと。

(2) 3桁目から8桁目 当該標章に係る保管場所証明申請又は保管場所の届出の受理番号の7桁目から12桁目までの番号と同じものを付すこと。

(3) 9桁目 再交付の回数に応じた数字を付すこと。

### 3 標章及び通知書の交付等

標章及び通知書の交付は、保管場所証明申請を受けた署（当該署の分庁舎で当該申

請を受けた場合については、当該分庁舎)において、交通部長が別に定めるところにより行うものとする。この場合において、通知書の副本の欄外に標章の交付を受けようとする者の署名又は押印の記載を求めること。

#### 4 標章の再交付手続

##### (1) 標章再交付申請の受付窓口

標章再交付申請に係る受付窓口は、当該申請に係る標章を交付した署とする。

##### (2) 受理及び手数料の処理

ア 標章再交付申請をしようとする者（以下「再交付申請者」という。）から標章再交付申請書の提出を受けたときは、交通部長が定める受理要領に基づき形式上の要件への適合状況を確認するものとする。この場合において、補正が必要なものについては、適宜、補正を求めること。

イ 標章再交付申請の手数料の徴収に係る収入証紙の貼付及び免除については、第4の1の(3)のイ及びウに準じて行うものとする。

ウ 標章再交付申請書の受理は、アによる必要事項の確認を受けたものであって、イにより収入証紙が貼付され、又は手数料の納付が免除された標章再交付申請書について行うものとし、受理后、直ちに受付印及び当該申請書を受理した者の印を押し、必要な審査をするものとする。

##### (3) 再交付に係る標章の作成等

再交付する標章の作成は、2に準じて行うものとする。

##### (4) 標章及び通知書の交付等

標章の再交付及び通知書の交付は、3に準じて行うものとする。

#### 5 標章等の管理

取扱責任者は、標章の交付、保管等の状況を常に把握し、次に定めるところにより標章等の管理をするとともに、標章の印字機の保守管理に努めるものとする。

##### (1) 標章の保管

施錠できる場所に保管し、紛失、盗難等の事故が発生しないようその管理の適正を期すること。

##### (2) 誤印字等の措置

誤印字、汚損等により使用できない標章については、裁断するなど復元できない方法により廃棄するものとする。

### 第9 電子申請による標章交付申請に関する事務処理

#### 1 申請の受理

##### (1) 受理前の留意事項

電子申請による標章交付申請については、第5の1の(1)の規定を準用する。

##### (2) 受理及び手数料の処理

ア 事務担当者は、通知書及び保管場所標章の交付について、申請を受理した署での交付に限らず、交通規制課において交付することができることに留意すること。

イ 手数料の収納については、第5の1の(2)のイの規定を準用する。

#### 2 標章の作成

標章の作成については、第8の2の規定を準用する。

### 3 標章及び通知書の交付等

- (1) 標章の交付は、当該標章に係る標章交付申請を受理した署又は交通規制課で行うものとする。
- (2) システムから標章及び通知書を出力し、公印を押した後、交付すること。
- (3) 通知書に記載する交付番号は、当該標章に係る保管場所証明申請又は保管場所の届出の受理番号の7桁目から12桁目までの番号と同じものを記載すること。
- (4) 通知書の訂正箇所には、署長が押印すること。
- (5) 署において交付する場合は、標章交付申請書の副本の欄外に標章の交付を受けようとする者の署名又は押印を求めること。
- (6) 交通規制課において交付する場合の取扱いは、交通部長が別に定める。
- (7) 交付した標章は、規則第7条に定めるところにより適切に表示するように指導すること。

## 第10 不正申請の防止

### 1 駐車場の管理及び業界に対する指導

署長は、自動車保管場所証明事務の適正な運用を図るため、システムにおいて当該場所ごとに駐車場に関する情報の管理を行うとともに、管内の月極駐車場、貸ガレージ等を業としている者、駐車場の管理人等に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 駐車場の契約状況の管理の徹底
- (2) 駐車場の賃貸借についての契約者名簿の作成及び登録番号、使用契約期間等の明確化
- (3) 保管場所使用承諾証明書その他関係書類を交付した場合は、それらの写しの保管

### 2 報告又は資料の提出要求

署長は、受理した保管場所証明申請書及び保管場所届出書の記載内容から、虚偽のおそれがあると認める場合は、法第12条の規定に基づき、申請者、届出者、当該自動車の保管場所を管理する者等に対し、当該自動車の保管場所に関し、報告・資料提出要求書（別記様式第8号。以下「要求書」という。）により、報告又は次に掲げる書面の提出を求めるものとする。この場合において、報告・資料提出回答書（別記様式第9号）を要求書とともに送付するものとする。

- (1) 申請者若しくは届出者の住所又は当該自動車の使用の本拠の位置を確認するための次に掲げる書面
  - ア 住民票の写し
  - イ 印鑑登録証明書
  - ウ 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書
  - エ その他住所又は使用の本拠の位置を確認することができる書面
- (2) 保管場所として使用する権原の有無を確認するための次に掲げる書面
  - ア 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄本若しくは抄本又はその写し
  - イ 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書
  - ウ その他使用権原を有するかどうかを確認することができる書面

## 第11 委任

この要領に定めるもののほか、自動車保管場所証明事務の実施に係る細目的事項は、交通部長が別に定める。

## 第12 経過措置

- 1 この通達の施行の際に現に旧通達の規定に基づいて提出されている書面は、この通達の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 2 旧通達に規定する様式による書面については、この通達に規定する様式にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 第13 関係通達の改正及び廃止

- 1 自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて（平成30年9月18日徳交規第421号）の一部を次のように改正する。

1 中の「自動車保管場所証明等事務取扱要領の制定について（平成30年3月26日徳交規第160号）」を「自動車保管場所証明事務取扱要領の制定について（令和3年12月24日徳交規第5388号）」に、4の(2)のうち「事務取扱要領第10の3」を「事務取扱要領第10の2」に改める。

- 2 関係通達の廃止

次に掲げる通達を廃止する。

- (1) 保管場所管理システム運用要領について（令和2年6月2日徳交規第194号）
- (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈について（令和2年9月10日徳交規第303号）

別記様式第1号 (第3関係)

保管場所使用権原疎明書面 (自認書)

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒 ( )

住所

( ) 局 番

氏名

備考1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。

2 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方に当てはまる場合は両方)に○を付けてください。

保管場所使用承諾証明書

		警察署長提出用
保管場所の位置		
使用者	〒 (      ) 住所 (      ) 局 番	
氏名		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
<p>上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">〒 (      ) 住 所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (      ) 局 番</p>		

備考 共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、これらを共有している全員の住所及び氏名を記入してください。

保管場所の所在図

所在図記載欄

--

備考1 地図のコピーを添付することができる。

2 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで、距離を記入すること。



別記様式第4号（第3関係）

保管場所の配置図

配置図記載欄

収容台数	申請区分	今回申請する車両の登録番号	シャッターの有無	
台中 -----	1 新規・2 代替・3 追加		有り ・ 無し	
	所有区分	入れ替わるまで使用する 自動車の登録番号	シャッターが閉じている場合 ・ 立入可（立会不環） ・ 要立会（連絡先を下欄に記載）	
台目	1 自己・2 有料・3 その他 単独 駐車場			
備考 1 保管場所の出入口及び平面の寸法並びに保管場所に接する道路の幅員をメートルで記入すること。 2 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示すること。			連絡先	

別記様式第5号（第4関係）

警察署長殿

自動車保管場所現地調査報告書

調査日  
調査担当者

年 月 日

受理番号	申請者 号	住所	自動車の大きさ
	氏名	連絡先 ( )	長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
書類確認欄	自動車の使用の本拠の位置		
	自動車の保管場所の位置		
<input type="checkbox"/> 所在図・配置図 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	保管場所の名称 (保管場所の所有者等)		備考 (所有者等の連絡先等)
申請内容との相違	<input type="checkbox"/> 相違なし <input type="checkbox"/> 相違あり ( )		
保管場所	形態	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 貸駐車場 <input type="checkbox"/> 空き地 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	総収容能力	約 台 ( m × m = m <sup>2</sup> ・ 現在使用台数 台 )	
	区間	<input type="checkbox"/> 区画されている <input type="checkbox"/> 区画されていない ( )	
道路の状況	申請車両を収容するのに必要な広さ	<input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 不適當 ( )	
	道路の幅員	申請車両が通行するに支障 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
	通行の禁止、制限	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
消防法への抵触	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する		
使用の本拠の位置と保管場所との距離	<input type="checkbox"/> 同一場所 <input type="checkbox"/> 約 m <input type="checkbox"/> 2 k mを超える。(約 m超過)		
保管場所の使用権原の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (理由: )		
調査担当者の意見	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		

備考 該当事項のにレ印を付すこと。

警 号  
年 月 日

自動車の保管場所の届出についてのお知らせ

様

保管場所標章の交付のお知らせ

自動車の保管場所の届出を受理しました。保管場所標章をお渡ししますので、〇〇警察署の受付までおいでください。

※ 持参していただくもの

この葉書、保管場所標章交付申請書（届出書の2枚目、3枚目）

届出の不受理についてのお知らせ

下記〇印のものが不備のため、受理できません。

不備な書類を用意し、〇〇警察署の受付まで至急おいでください。

※ 持参していただくもの

この葉書、保管場所標章交付申請書（届出書の2枚目、3枚目）、  
返信用葉書

1 自動車保管場所届出書

記載誤り  その他（ ）

2 保管場所使用権原書面

保管場所使用権原疎明書面（自認書）  駐車場契約書の写し

保管場所使用承諾証明書  その他書類（ ）

記載誤り  期限切れ  その他（ ）

3 保管場所の所在図・配置図

記載誤り  その他（ ）

4 その他（ ）

〇〇警察署 担当

電話

備考 執務時間は、月～金曜日（祝日、祭日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです。

拒否処分理由書

あなたから申請のあった自動車の保管場所が確保されていることの証明を拒否したので、行政手続法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり理由を通知します。

年 月 日

警察署長 印

住所・氏名	
拒否の内容	
拒否の理由	

注1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求を行ったときは、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(表)

第 号 年 月 日	
殿	
徳島県公安委員会 印	
報告・資料提出要求書	
自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり報告・資料の提出を求めます。	
報 告 事 項	
提 出 資 料	使用の本拠の位置を確認することができる次のいずれかの書面 ・ 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等 ・ 使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物 ・ その他使用の本拠の位置を確認することができる書面
報告・資料の提出期日	

(裏)

- 備考1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。
- 2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付してください。
- 3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。
- 4 報告・資料提出の期日までに回答をせず、又は虚偽の回答をした場合は、10万円以下の罰金に処されることがあります。

連絡先

〒 ( )

警察署 課 係

( ) 局 番

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住 所 〒 ( )

( ) 局 番

氏 名

報 告 ・ 資 料 提 出 回 答 書

報告事項・提出資料については、下記のとおり回答します。

報 告 事 項	
提 出 資 料	次の資料を提出します。 <input type="checkbox"/> 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等 <input type="checkbox"/> 使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物 <input type="checkbox"/> その他使用の本拠の位置を確認することができる書面 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

備考1 法人は、住所、氏名の欄に、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 提出資料の欄は、該当する資料の□にレ点を記入すること。